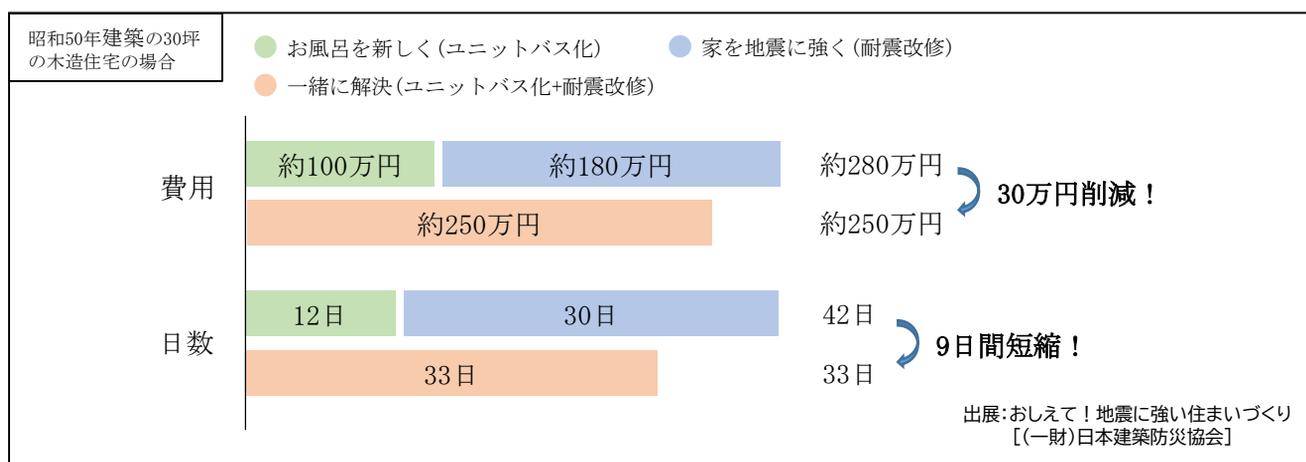


リフォームするなら耐震改修も一緒に！

住宅のリフォームのために壁や床などを剥がす時は、耐震改修を行うチャンスです。リフォームと耐震改修を一緒に行うことで、別々に工事を行うよりも**短期間**で**安価**に、安全・安心で快適な住まいを手に入れることができます。

例えば・・・ お風呂のリフォームと併せて耐震改修を行った場合、別々に工事を行うよりも、安く、工期も短くすることができます。



この他にも

間取りの変更

ライフスタイルの変化に応じた間取りの変更など

断熱改修

壁や床に断熱材を入れるなど

水回りの改修

キッチンやトイレの更新など

内装改修

壁や天井の模様替えなど

バリアフリー改修

段差の解消や手すりの設置など

屋根の改修

雨漏り修繕にあわせ、軽い金属屋根に変えるなど

などと耐震改修を一緒に行うことで、同様の効果が期待できます。

さらに

県や市町村が実施している補助制度(断熱・バリアフリー改修など)を活用することで負担を抑えることができます。

詳しくは、県ホームページ「[ふくしま 住まいの支援制度](#)」をご覧ください。お問い合わせください。

裏面では、耐震改修に併せて利用できる制度を紹介しています。

耐震改修を行った場合に利用可能な融資・税制等

※各制度の利用には要件があるため、詳しくはHP等をご覧ください。

I. 融資制度

詳細及び申請方法は住宅金融支援機構HPをご覧ください
<https://www.jhf.go.jp/index.html>



1. 住宅金融支援機構 リフォーム融資(耐震改修工事)

要件を満たす耐震改修を行う場合、低利融資を受けることができます。

融資上限額：1,500万円

2. リ・バース60

リフォームや耐震改修資金などの借入申込時点で満60歳以上の方が、毎月の利息のみの支払いで利用できる融資制度です。元金については、借入申込者が亡くなられたときに、相続人が一括して返済するか、担保物件の売却による返済となります。

融資上限額：8,000万円

3. フラット35(リノベ)

中古住宅の購入とあわせて、要件を満たす耐震改修を行うことで、一定期間、借入金利から年0.5%引き下げることができます。

II. 減税制度

概要は一般社団法人住宅リフォーム推進協議会HPをご覧ください
<https://www.j-reform.com/zeisei/>



1. 所得税の控除

申告先：税務署窓口

要件を満たす耐震改修を行った場合、確定申告により、所得税の控除を受けることができます。

①リフォーム促進税制(リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能)

控除期間：1年(改修工事を完了した日の属する年分)

最大控除額：62.5万円

②住宅ローン減税(償還期間10年以上のリフォームローン利用の場合)

控除期間：10年(改修後、居住を開始した年から)

最大控除額：140万円(最大14万円/年 × 10年)

2. 固定資産税の減額

申告先：市町村窓口

要件を満たすリフォームを行った場合、市町村へ申告することで、当該住宅に係る固定資産税の減額を受けることができます。

減税期間：1年間(工事完了年の翌年度分)

軽減額：固定資産税額の1/2(家屋面積120㎡相当分まで)

申告期間：工事完了後3ヶ月以内

要件：改修工事費が50万円を超えること

3. 贈与税の非課税

申告先：税務署窓口

耐震改修資金の贈与を受けた場合、一定金額まで贈与税が非課税になります。

非課税枠：500万円

4. その他

上記以外にも、登記にかかる登録免許税の特例措置や不動産取得税の軽減措置を受けることができます場合があります。

III. その他

詳細及び申請方法は各保険会社へお問い合わせください。

1. 地震保険割引

耐震改修を行って、耐震性能が要件を満たす場合、保険料の割引が適用される場合があります。